

山と自然を愛する「TEAM やまあるき」規約

[名称]	第1条	本会は山と自然を愛する「TEAM やまあるき」と称する。
[目的]	第2条	本会は、近郊の里山(低山)や自然フィールドにおいて、ハイキングや自然散策を通して、自然保護や自然学習、環境活動等を実施し、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。
[事業]	第3条	本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none">1. 定例ハイキングや自然散策等の実施2. 登山技術の向上を図る講習会等の実施3. 自然学習、自然保護及び環境保護に係る事業の実施4. 高山植物や季節の花の観察会の実施5. その他、目的達成に必要な事業の実施
[構成]	第4条	本会は、山や自然を愛する方を広く対象とし、原則として第2条の目的に賛同する者で所定の手続きを済ませた者(以下会員という)をもって構成する。
[義務]	第5条	会員は次のことを遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">1. 会費は、年度の定められた期間に納入しなければならない。2. 会員は、日常より自ら健康管理に努め、ハイキングや自然観察会等の行動に支障なき体力を維持すること。3. 定例ハイキング等への参加は会員本人の自由意志に基づくものであり、事故等による不利益は全て本人の責に帰すこと。4. 会員は積極的に会の業務に協力すること。5. 会員は事故防止に努めること。6. 本会を退会しようとするときは、文書をもって届け出なければならない。
[役員]	第6条	本会に次の役員をおく。 <ol style="list-style-type: none">1. 会長:1名 副会長:若干名 庶務会計:1名2. 役員は会員の互選により総会で選出する。但し、年度内に役員の新補充が必要と役員会が認めた場合は、役員会の推薦により会長が役員を委嘱することができる。3. 会長は、総会の承認を得て顧問を置くことができる。4. 役員の新任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

[役員職務]	第7条	<p>役員の職務は次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は、会を代表し会務を総理する。 2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。 3. 庶務・会計は、本会の事務、会計、庶務業務を統括する。
[会議]	第8条	<p>本会は、総会、役員会を定期的を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会は、毎年年度はじめに会長が召集し、本会の目的を達成するための事業について審議する。ただし必要に応じて臨時総会を開催することができる。 2. 役員会は、会長が招集し会運営に必要な事項を審議する。
[会計]	第9条	<p>本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会費は年間 1,700円とする。 2. 本会の会費納入は年度始め(4月～5月)に一括納入とする。 3. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
[保険]	第10条	<p>会員の保険加入について次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は傷害保険(スポーツ傷害保険等)に加入しなければならない。 2. 加入費用は会員各自の負担とする。
[会計監査]	第11条	<p>本会の会計監査は役員会に所属しない会員で行う。</p>
[事務局]	第12条	<p>本会の事務局は下記におく。</p> <p>庶務会計担当者宅。</p>
[改正]	第13条	<p>この会則は総会の承認を得て改正されるものとする。</p>
[その他]	第14条	<p>この会則に定められていない事項は役員会にて決定する。</p>
[付則]		<p>この会則は平成22年8月9日より施行する。</p> <p>この会則の一部を平成23年4月1日より改正施行する。</p> <p>この会則の一部を平成27年4月1日より改正施行する。</p> <p>この会則の一部を平成29年4月1日より改正施行する。(会費の改定)</p>